

航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号）の施行に伴い、及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第107条第5項の規定に基づき、無人航空機の飛行に関する訓令を次のように定める。

平成27年12月10日

防衛大臣 中谷 元

無人航空機の飛行に関する訓令

改正 令和4年12月13日省訓第76号

（目的）

第1条 自衛隊の使用する無人航空機の飛行に関しては、別に法令に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「幕僚長等」とは、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛大学校長、防衛医科大学校長又は防衛装備庁長官をいう。
- (2) 「自衛隊の施設内等」とは、自衛隊の施設内又は海上（周辺に人又は船舶（自衛隊の船舶を除く。）その他の物件が存在しない海上に限る。）をいう。
- (3) 「防衛大臣直轄部隊等の長」とは、防衛大臣直轄部隊及び機関の長、師団長、旅団長、第1ヘリコプター団長並びに自衛隊法第22条第2項により臨時に編成される特別の部隊の長をいう。
- (4) 「無人航空機を使用する者」とは、無人航空機を飛行させる隊員が所属する部隊又は機関の長その他当該飛行を命じる者をいう。

（安全確保）

第3条 無人航空機を使用する者は、無人航空機の飛行について必要な知識及び経験を有し、的確に実施できる者にこれを行わせなければならない。ただし、教育訓練のために無人航空機の飛行を行わせる場合には、この限りではない。

2 前項ただし書の場合においては、無人航空機を使用する

者は、必要な知識及び経験を有し、的確にこれを実施できる者に当該飛行を監督させなければならない。

- 3 無人航空機を使用する者は、無人航空機の飛行を行う者に、事前に、気象、機体の状況、飛行経路等について確認するなど安全確保のための対策を講じさせなければならない。

(自衛隊の施設管理の基準の遵守)

- 第4条 無人航空機を使用する者は、無人航空機の飛行を自衛隊の施設内で行わせる場合には、飛行場を管理するために発する指示及び飛行場について定められた運航上の基準その他当該施設を管理するために定められた基準に従わせるものとする。

(飛行の禁止空域)

- 第5条 無人航空機を使用する者は、無人航空機の飛行を、次に掲げる空域（自衛隊の施設内等の上空を除く。）において行わせてはならない。ただし、幕僚長等がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- (1) 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第236条の71第1項で定める空域
- (2) 前号に掲げる空域以外の空域であって、航空法施行規則第236条の72で定める人又は家屋の密集している地域の上空

- 2 無人航空機を飛行させる者は、その飛行を開始する前に、当該無人航空機を飛行させる空域が航空法施行規則第236条の71第1項第4号の緊急用務空域に該当するか否かの別を確認しなければならない。

- 3 幕僚長等は、第1項の許可に係る権限の一部を防衛大臣直轄部隊等の長に委任することができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、無人航空機を使用する者は、次の各号に定める空域（自衛隊の施設内等の上空を含む。）の飛行を行わせるときは、それぞれ当該各号に定める者と調整し、航空法施行規則第236条の74に掲げる事項を国土交通大臣に通報させなければならない。

- (1) 航空法施行規則第236条の71第1項第1号から第3号までの空域 当該空域を管轄する航空交通管制機関及び飛行に係る進入表面等を管理する飛行場設置管理者
- (2) 航空法施行規則第236条の71第1項第5号の空域 当該空域を管轄する航空交通管制機関
(飛行の方法)

第6条 無人航空機を飛行させる者は、飛行前に次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 当該無人航空機の状況
 - (2) 当該無人航空機を飛行させる空域及びその周囲の状況
 - (3) 当該飛行に必要な気象情報
 - (4) 燃料の搭載量又はバッテリーの残量
- 2 無人航空機を使用する者は、自衛隊の施設内等の上空以外において無人航空機の飛行を行わせる場合には、次に掲げる方法によりこれを行わせなければならない。ただし、幕僚長等が定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行を行わせることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて幕僚長等の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、飛行を行わせることができる。
- (1) 日出から日没までの間において飛行させること。
 - (2) 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視その他の手段により常時監視して飛行させること。
 - (3) 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に航空法施行規則第236条の79で定める距離を保って飛行させること。
 - (4) 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。
 - (5) 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で航空法施行規則第236条の80で定めるものを輸送しないこと。
 - (6) 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがない場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

3 幕僚長等は、前項の承認に係る権限の一部を防衛大臣直轄部隊等の長に委任することができる。

(第三者が立ち入った場合の措置)

第7条 無人航空機を飛行させる者は、第5条第1項各号に掲げる空域における飛行又は前条第2項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行(いずれも自衛隊の施設内等以外の上空における飛行に限る。以下「特定飛行」という。)を行う場合において当該特定飛行中の無人航空機の下に人の立入り又はそのおそれのあることを確認したときは、直ちに当該無人航空機の飛行を停止し、飛行経路の変更、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがない場所への着陸その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、幕僚長等が地上及び水上の人の安全が損なわれるおそれがないと認めてあらかじめ許可した場合は、この限りでない。

2 幕僚長等は、前項の許可に係る権限の一部を防衛大臣直轄部隊等の長に委任することができる。

(飛行計画の確認)

第8条 無人航空機を使用する者は、特定飛行を行う場合には、飛行を予定する空域における自衛隊以外の無人航空機の飛行計画を確認し、空域が重複する場合は、原則として自衛隊以外の無人航空機の飛行経路を回避して飛行させなければならない。

2 前項の場合において、当該無人航空機を飛行させる者は、特段の注意をもって飛行経路周辺における他の無人航空機及び航空機の有無等を確認し、安全確保に努めなければならない。

3 無人航空機を使用する者は、特定飛行を行う場合においては、無人航空機を飛行させる空域において、自衛隊の使用する他の無人航空機の飛行又はその計画を確認したときは、相互に調整を行い、安全確保に努めなければならない。

(飛行日誌)

第9条 無人航空機を使用する者は、特定飛行を行う場合には、次の各号に掲げる内容を記載した飛行日誌を備えなければならない。

(1) 無人航空機の型式、製造者及び製造番号

(2) 無人航空機の飛行に関する次の記録

- ア 飛行年月日
- イ 飛行させた者の階級及び氏名
- ウ 飛行の目的及び経路
- エ 離陸及び着陸の場所及び時刻
- オ 飛行させた飛行禁止空域及び飛行の方法
- カ 製造後の総飛行時間
- キ 飛行の安全に影響のあった事項の有無及びその内容
- (3) 不具合及びその対応に関する次の記録
 - ア 不具合の発生年月日及びその内容
 - イ 対応を行った年月日及びその内容並びに確認を行った者の階級及び氏名
- (4) 日常点検に関する次の記録
 - ア 実施年月日及び場所
 - イ 実施者の階級及び氏名
 - ウ 点検項目ごとの日常点検の結果
- (5) 点検整備に関する次の記録
 - ア 実施年月日及び場所
 - イ 実施者の階級及び氏名
 - ウ 点検整備の内容
 - エ 実施の理由
- (6) その他特記事項

(事故が発生するおそれがあると認められる事態が発生した場合の報告)

第10条 無人航空機を飛行させる者は、次の各号に掲げる事態が発生したと認めたときは、当該事態について判明した事項を幕僚長等へ報告しなければならない。

- (1) 飛行中の航空機との衝突又は接触のおそれがあった事態
- (2) 無人航空機の制御が不能となった事態
- (3) 無人航空機が飛行中に発火した事態

2 前項の報告を受けた幕僚長等は、次の各号に掲げる事項について判明した事項を防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 報告に係る事態が発生した無人航空機の型式、製造者及び製造番号
- (2) 無人航空機を使用する者及び飛行させた者の階級、氏名、年齢及び所属部隊又は機関

- (3) 報告に係る事態が発生した日時、場所及び天候
- (4) 第5条の許可又は第6条の承認を受けた年月日及び当該許可又は承認の番号（許可又は承認を受けた場合に限る。）
- (5) 飛行の目的及び概要
- (6) 報告に係る事態の概要
- (7) 無人航空機の損壊概要
- (8) その他参考となる事項

（特例）

第11条 第5条から第9条までの規定は、自衛隊法第6章の規定に基づく行動その他の緊急を要する任務のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

第12条 この訓令の規定により難いときは、防衛大臣は、国土交通大臣と協議の上、別段の指示をするものとする。
（委任規定）

第13条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年12月10日から施行する。
（航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の一部改正）

第2条 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「自衛隊の使用する航空機（以下本則中において「航空機」という。）」を「航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機であつて、自衛隊の使用するものをいう。以下本則において同じ。）」に改める。

別紙第1第1項第1号中「航空機」の次に「（航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。以下同じ。）」を加える。

別紙第1第3項第2号中「（昭和27年法律第231号）」を削る。

（航空機の運航に関する訓令の一部改正）

第3条 航空機の運航に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令

第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「航空機」の次に「(航空法(昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)」を加える。

第 5 条中「(昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号)」を削る。

(飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令の一部改正)

第 4 条 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令(昭和 3 3 年防衛庁訓令第 1 0 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「航空機」の次に「(航空法(昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)」を加える。

第 8 条中「(昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号)」を削る。

(航空機の安全性の確保に関する訓令の一部改正)

第 5 条 航空機の安全性の確保に関する訓令(平成 7 年防衛庁訓令第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「航空機」の次に「(航空法(昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)」を加える。

附 則(令和 4 年 1 2 月 1 3 日省訓第 7 6 号)

この訓令は、令和 4 年 1 2 月 1 3 日から施行する。